

2014.10.10 No.46

J A 静岡厚生連清水厚生病院医療協力部門

## おくすり手帳について

おくすり手帳を持ちましょう。



すでにお持ちの方も多いと思いますが、「おくすり手帳」は、いつ、どの医療機関で、どんなお薬を処方してもらったか（薬の名前、量、日数、のみ方・使い方）を記録しておく手帳のことです。副作用歴、アレルギーの有無、過去にかかった病気などについても記入できます。

受診の際には診察券と一緒におくすり手帳を各診療科窓口に出してください。

### ①医療機関にかかる時は必ず持っていきましょう。

- ・ 薬の重複やよくないのみ合わせを防ぐことができます。
- ・ 一度副作用の起こった薬の名前を記入しておくと、同じ薬での副作用を予防することができます。
- ・ 薬の使用の記録があることで、より安全に薬を使用することができます。

### ②気になることや伝えたいことを書いておきましょう。

- ・ 体調の変化や医師・薬剤師に相談したいことを書いておきましょう。

### ③いつものんでいる一般薬や健康食品も記録しておきましょう。

### ④いつも携帯または同じ場所に保管しておきましょう。

- ・ 旅行先で病気になった時や、災害時に避難した時、救急の時などおくすり手帳があれば、あなたがのんでいる薬を正確に伝えられます。
- ・ ご家族にも、あなたがおくすり手帳を持っていることを知らせておきましょう。



## よくある問い合わせ Q & A

Q 病院で薬をもらったときおくすり手帳を作ったけれど、他の病院や薬局で薬をもらう時も使えるの？

A 使えます。

のんでもいるすべての薬を「1冊」で記録することが大切です。病院ごと薬局ごとに別々の手帳を作らないようにしましょう。

Q いつも同じ薬しかのまないが、「おくすり手帳」は必要ですか？

A 「同じ薬を継続して服用している」ことを記録しておけば、他の医療機関を受診する時や、薬局で薬を購入する時などに「いつもの薬といっしょにのんでもいいか」をチェックしてもらえます。



## 自己負担は？

当院ではおくすり手帳に記載した場合に手帳記載加算により、患者さんによっては自己負担が10円増えることがあります。診療明細書で確認できます。

院外処方せんによる調剤薬局の場合は、おくすり手帳への情報提供、のみ残した薬の数の確認、ジェネリック医薬品についての情報提供をした場合「薬剤服用歴管理指導料」410円の加算（3割負担で120円）。手帳を必ずしも必要としない場合は340円（3割負担で100円）の加算となっています。



## 災害時に役立つおくすり手帳

いろいろと役に立つおくすり手帳ですが、やはり地震などの災害時には大変有効であり、東日本大震災ではとても役立ちました。

日本薬剤師会からの「東日本大震災におけるおくすり手帳の活用事例」の中から紹介します。

### 被災者（岩手県）家族よりの事例

・高血圧症の家族。薬手帳は持たずに避難。薬名も覚えておらず、血圧の薬、胃薬、血がサラサラになる薬と言って、避難所で降圧剤等の処方を受けた。循環器専門医を受診し、内服薬を変更してもらってもなかなか血圧が安定しない。収縮期血圧200前後が続いた。2か月後もとの医療機関から紹介状をいただいたて、もとの薬を処方してもらいようやく安定。おくすり手帳があれば最初から同じ薬を処方していただけた。



私たちのまち静岡県では近い将来南海トラフ巨大地震がくるといわれています。自分の身を守るためにもおくすり手帳を活用していくことをおすすめします。

おくすり手帳は当院では各診療科・薬局においてあります。お気軽に職員にお申し出ください。